

別記様式 5

被 処 分 者	認 定 証 番 号	愛媛県公安委員会 第382号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ホワイト代行
	主たる営業所が所在する市区町村	松山市
処 分 年 月 日		令和8年3月31日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12条に基づく損害賠償措置義務違反のため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律第12条及び第22条第2項
処分を行った都道府県		愛媛県